

職種区分の見直しに伴う 短時間労働者の集計条件の 見直しについて

現行の短時間労働者の集計条件

賃金構造基本調査における短時間労働者の統計表については、報告書の「利用上の一般的注意」にも記載してあるとおり、特定の職種であって1時間当たりの所定内給与額が著しく高い者を集計から除いている。一方、職種別の集計表においては、全労働者を集計対象としている。

【報告書の利用上の一般的注意より】

13 短時間労働者の統計表

短時間労働者の中には、特定の職種を中心に、1時間当たりの所定内給与額が著しく高い者が少数であるが存在する。これらの労働者を集計に含めると平均値が大きくなり上昇するので、これを避けるため、短時間労働者の統計表では集計から除いている。

ただし、短時間労働者の職種別統計表では、これらの労働者が集中している職種で集計から除くと、その職種の賃金が実態と乖離するため、集計に含めている。

【短時間労働者における集計方法】

① 職種以外の集計表

1時間当たり所定内給与額が3000円超であって、以下の条件を満たす者を集計から除いている。

産業大分類が○以外の場合	産業大分類が○の場合
208 医師	208 医師
209 歯科医師	209 歯科医師
230 高等学校教員	230 高等学校教員
231 大学教授	231 大学教授
232 大学准教授	232 大学准教授
233 大学講師	233 大学講師
234 各種学校・専修学校教員	234 各種学校・専修学校教員
235 個人教師、塾・予備校講師	235 個人教師、塾・予備校講師
	職種が空欄の者

※産業大分類○「教育、学習支援業」

② 職種別の集計表

全労働者を集計対象とする。

職種見直し後の短時間労働者に係る集計対象の見直し案の候補

今般の職種区分の見直し及び社会情勢の変化等を考慮して、短時間労働者の集計要件の見直しについて検討する。

	短時間労働者の集計対象範囲	長所	短所
案①	現行の集計値との接続性を重視し、集計範囲を決定	○ 現行の集計値との接続がある程度可能になると考えられる。(ただし、完全に接続する保証はない。)	○ 集計除外対象職種に必ずしも合理性がなく、集計値が何を意味するのか利用者にわかりにくい。 ○ 3000円の意味するところが不明確。また、時代とともに見直す必要があり、その度に時系列比較ができなくなる。
案②	時間当たり所定内給与額が3000円以下の者を産業、職種にかかわらず集計対象とする	○ 案①に比べ、利用者に集計値の意味するところが理解されやすい。	○ 現行の集計値と接続しない。 ○ 3000円の意味するところが不明確。また、時代とともに見直す必要があり、その度に時系列比較ができなくなる。
案③	職種や時間当たり所定内給与額による集計対象除外を行わない	○ 利用者にわかりやすい。 ○ 網羅性がある。	○ 現行の集計値と大きく乖離する。 ○ 一般的にイメージされる短時間労働者とは異なる小数の者の影響で、一部の産業を中心に平均賃金額が大きく上昇する。

短時間労働者に係る現行の集計除外者の賃金等

- 除外者の時間当たり平均賃金は、多くの産業において5000円を超える額になっている。
- 一方、除外する労働者数は産業大分類「O教育，学習支援業」及び「P医療，福祉」を除いて、非常に少ない人数となっている。
- 除外者が短時間労働者全体に占める割合は3%程度となっている。

	現行の集計対象者						除外者								
	1時間当たり所定内給与額（円）			労働者数（万人）			1時間当たり所定内給与額（円）			労働者数（万人）			短時間労働者全体に占める割合		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
計	1,075	1,096	1,128	774.3	759.1	723.1	7,943	7,731	7,511	23.9	21.3	22.9	3.0%	2.7%	3.1%
C 鉱業，採石業，砂利採取業	1,322	1,221	1,221	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%
D 建設業	1,217	1,257	1,306	8.1	7.9	7.9	104,000	-	11,803	0.0	-	0.0	0.0%	0.0%	0.1%
E 製造業	995	1,023	1,049	65.2	64.1	58.1	16,167	19,291	17,087	0.1	0.0	0.0	0.1%	0.0%	0.1%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,432	1,395	1,323	0.5	0.5	0.5	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%
G 情報通信業	1,391	1,372	1,360	5.7	5.7	6.3	-	3,571	20,451	-	0.0	0.0	0.0%	0.1%	0.2%
H 運輸業，郵便業	1,076	1,092	1,143	32.4	34.5	29.3	-	3,375	34,495	-	0.0	0.0	0.0%	0.0%	0.0%
I 卸売業，小売業	978	1,008	1,030	238.0	218.4	202.2	-	19,757	13,692	-	0.0	0.0	0.0%	0.0%	0.0%
J 金融業，保険業	1,262	1,300	1,414	16.5	14.4	13.2	21,411	10,229	24,717	0.0	0.0	0.0	0.1%	0.1%	0.0%
K 不動産業，物品賃貸業	1,027	1,037	1,073	12.0	11.3	12.3	6,480	4,507	4,715	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%	0.0%
L 学術研究，専門・技術サービス業	1,432	1,417	1,488	7.2	8.3	7.2	5,832	9,770	4,358	0.0	0.0	0.0	0.4%	0.3%	0.5%
M 宿泊業，飲食サービス業	951	973	1,012	114.3	118.7	118.7	3,700	5,693	9,507	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%	0.0%
N 生活関連サービス業，娯楽業	1,054	1,068	1,101	36.6	33.2	31.4	4,431	4,574	4,531	0.1	0.1	0.1	0.2%	0.3%	0.2%
O 教育，学習支援業	1,361	1,362	1,385	30.8	32.1	32.1	6,125	5,696	5,753	16.6	14.4	15.9	35.0%	31.0%	33.1%
P 医療，福祉	1,271	1,274	1,299	132.4	126.0	126.0	12,105	12,237	11,688	7.1	6.6	6.6	5.1%	5.0%	5.0%
Q 複合サービス事業	1,131	1,160	1,174	6.8	7.4	5.4	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%
R サービス業（他に分類されないもの）	1,073	1,098	1,123	67.8	76.4	72.5	10,484	4,306	6,053	0.0	0.1	0.2	0.0%	0.1%	0.2%

現行の集計除外者の職種別内訳

- 除外している者を職種別にみると、労働者の数については、233大学講師、208医師、その他の順に多くなっている。
- 一方、賃金については、208医師、231大学教授、232大学准教授の順に高くなっている。

除外している者（1時間当たり所定内給与額が3000円超で下記の職種の者）

	賃金（円）			労働者数（万人）			労働者構成比（％）		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
計	7,943	7,731	7,511	23.9	21.3	22.9	100.0	100.0	100.0
208 医師	12,891	12,834	12,516	6.5	6.1	6.0	27.4	28.8	26.1
209 歯科医師	5,359	5,801	6,586	0.7	0.6	0.8	3.1	2.8	3.4
230 高等学校教員	4,167	4,242	4,206	1.1	1.0	1.4	4.8	4.7	6.3
231 大学教授	10,790	7,925	9,575	0.8	0.6	0.4	3.5	2.9	1.7
232 大学准教授	7,881	7,710	8,408	0.2	0.2	0.1	1.0	1.0	0.6
233 大学講師	6,009	5,829	6,030	8.3	7.1	8.0	35.0	33.2	35.0
234 各種学校・専修学校教員	6,399	6,009	5,533	2.4	1.8	2.4	10.3	8.7	10.7
235 個人教師、塾・予備校講師	4,814	5,217	4,756	0.6	0.8	0.7	2.6	3.7	2.9
その他	5,726	5,044	5,276	2.9	3.0	3.1	12.4	14.3	13.4

その他は、産業大分類○（教育、学習支援業）において、職種の記入がない者である。

職種が記入されておらず除外されている者の産業別内訳

- 除外している者のうち、その他（産業大分類が0（教育、学習支援業）であって、職種の記入がない者）の産業小分類別内訳をみると、労働者の数については、816高等教育機関が最も多く、次いで814高等学校、中等教育学校、817専修学校、各種学校となっている
- 816高等教育機関は、大学、短期大学、高等専門学校であり、そのうち賃金構造基本統計で調査していない職種は、助教や高等専門学校教員などが考えられる。

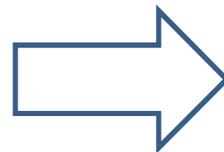
除外している者のうち、その他（産業大分類0において、職種の記入がない者）の産業小分類別内訳

	賃金（円）			労働者数（万人）			労働者構成比（％）		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
計	5,726	5,044	5,276	2.9	3.0	3.1	100.0	100.0	100.0
810 管理、補助的経済活動を行う事業所	4,131	11,406	7,005	0.0	0.0	0.1	0.5	0.2	2.9
811 幼稚園	5,677	6,334	5,208	0.0	0.0	0.1	1.6	1.3	1.9
812 小学校	5,232	4,043	4,242	0.1	0.1	0.1	4.4	4.7	2.4
813 中学校	4,531	4,075	4,091	0.2	0.3	0.2	8.5	9.7	8.1
814 高等学校、中等教育学校	5,574	4,327	4,644	0.3	0.4	0.5	11.4	13.0	16.0
815 特別支援学校	3,575	3,824	4,950	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.1
816 高等教育機関	5,554	5,457	5,259	1.7	1.7	1.6	58.2	55.1	52.3
817 専修学校、各種学校	7,807	5,366	6,928	0.4	0.3	0.4	13.0	10.2	12.3
819 幼保連携型認定こども園	7,237	4,031	7,637	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
821 社会教育	7,120	5,971	5,107	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	1.1
822 職業・教育支援施設	5,249	3,976	3,841	0.0	0.0	0.0	0.6	0.1	0.3
823 学習塾	3,865	4,410	4,648	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	0.4
824 教養・技能教授業	4,821	3,965	4,611	0.0	0.1	0.0	0.4	3.8	1.1
829 他に分類されない教育、学習支援業	4,557	3,954	4,527	0.0	0.0	0.0	0.8	0.9	1.1

現行の集計値との接続を考えた場合の集計除外者の案

- 集計結果の接続性を考えた場合、従来除外してきた職種については引き続き除外するべきと考えられる。
- 一方、教育、学習支援業については、従来、職種の記入がされなかった者も除外していたが、今般、職種の見直しに伴い、必ずいずれかの職種が記入されることとなる。
- 教育、学習支援業において、時給が3000円超の者は、概ね教員のいずれかであると考えられることから、新しい職種については、幼稚園教員，保育教諭や小・中学校教員も含めて、教員を除外することが考えられる。また、教員はほとんどが教育、学習支援業にいたることが想定される。
- こうしたことから、集計値の接続性を重視した場合、産業大分類にかかわらず、医師、歯科医師、教員及び個人教師で時給が3000円超の者を除外することが適当ではないかと考えられる。

現行
医師
歯科医師
高等学校教員
大学教授
大学准教授
大学講師
各種学校・専修学校教員
個人教師、塾・予備校講師
教育、学習支援業において、 職種の記入がない者



案
医師
歯科医師
高等学校教員
大学教授（高専含む）
大学准教授（高専含む）
大学講師，助教（高専含む）
その他の教員
個人教師
幼稚園教員，保育教諭
小・中学校教員

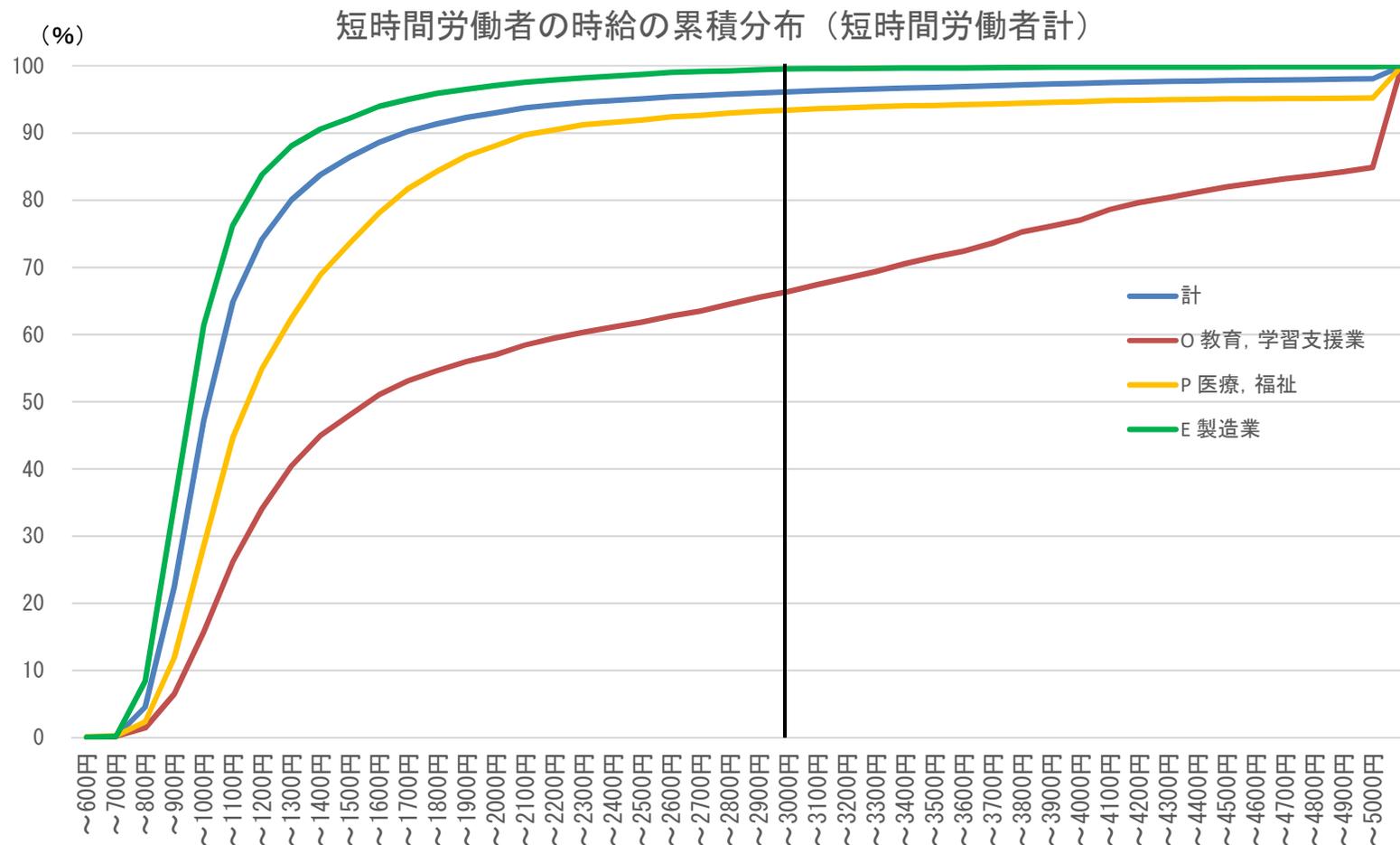
短時間労働者における3000円超の労働者の賃金等

- 産業や職種にかかわらず1時間当たりの所定内給与額が3,000円以下か否かにより短時間労働者を分けて集計すると、3000円超の労働者が短時間労働者全体に占める割合は3～4%程度となり、現行の除外者より0.5～0.7ポイント程度増加する。
- 時間当たり所定内給与額が3000円以下の短時間労働者の時間当たり所定内給与額は、現行の集計値よりも20～30円程度低下し、学術研究、専門・技術サービス業では100円以上低下する。

	時間当たり所定内給与額が3000円以下の者									時間当たり所定内給与額が3000円超の者								
	1時間当たり所定内給与額（円）						労働者数（万人）			1時間当たり所定内給与額（円）			労働者数（万人）			短時間労働者全体に占める割合		
	現行集計との乖離						H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
	H28	H29	H30	H28	H29	H30												
計	1,056	1,076	1,101	▲ 19	▲ 20	▲ 26	770.3	754.5	717.4	7,481	7,122	6,895	27.9	25.9	28.6	3.5%	3.3%	3.8%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1,206	1,185	1,163	▲ 116	▲ 36	▲ 58	0.0	0.0	0.0	3,745	4,672	4,460	0.0	0.0	0.0	4.6%	1.0%	1.8%
D 建設業	1,181	1,223	1,215	▲ 35	▲ 34	▲ 91	7.9	7.8	7.7	4,297	3,785	4,456	0.1	0.1	0.2	1.3%	1.3%	3.1%
E 製造業	988	1,012	1,038	▲ 7	▲ 11	▲ 11	65.0	63.9	57.9	6,583	4,505	6,737	0.2	0.3	0.2	0.3%	0.4%	0.4%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,350	1,303	1,284	▲ 81	▲ 92	▲ 39	0.5	0.5	0.5	3,708	3,824	4,002	0.0	0.0	0.0	3.4%	3.7%	1.4%
G 情報通信業	1,324	1,292	1,282	▲ 67	▲ 79	▲ 78	5.5	5.5	6.1	3,739	3,639	4,544	0.2	0.2	0.2	2.8%	3.4%	3.4%
H 運輸業、郵便業	1,059	1,077	1,115	▲ 16	▲ 15	▲ 28	32.3	34.3	29.0	4,402	4,401	3,912	0.2	0.2	0.3	0.5%	0.5%	1.0%
I 卸売業、小売業	973	1,000	1,021	▲ 5	▲ 7	▲ 9	237.6	217.9	201.5	3,867	4,178	3,871	0.4	0.6	0.7	0.2%	0.3%	0.3%
J 金融業、保険業	1,231	1,249	1,278	▲ 32	▲ 51	▲ 136	16.3	14.2	12.8	5,899	4,805	5,778	0.2	0.2	0.4	1.2%	1.6%	3.2%
K 不動産業、物品賃貸業	1,018	1,015	1,062	▲ 9	▲ 22	▲ 10	12.0	11.3	12.3	4,076	3,822	4,173	0.0	0.1	0.0	0.3%	0.8%	0.4%
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,311	1,292	1,348	▲ 121	▲ 124	▲ 141	6.9	8.0	6.8	4,426	4,687	4,242	0.3	0.4	0.4	4.5%	4.4%	5.4%
M 宿泊業、飲食サービス業	950	972	1,009	▲ 1	▲ 1	▲ 3	114.3	118.6	118.5	3,571	4,419	4,298	0.0	0.1	0.1	0.0%	0.1%	0.1%
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,042	1,051	1,071	▲ 12	▲ 17	▲ 29	36.5	33.1	31.2	4,512	4,418	4,601	0.2	0.3	0.3	0.5%	0.8%	1.0%
O 教育、学習支援業	1,342	1,349	1,371	▲ 19	▲ 13	▲ 14	30.7	32.0	32.0	6,123	5,703	5,749	16.7	14.5	16.0	35.2%	31.2%	33.4%
P 医療、福祉	1,213	1,225	1,242	▲ 58	▲ 49	▲ 57	130.6	124.1	124.0	10,735	10,540	10,060	8.9	8.5	8.7	6.4%	6.4%	6.5%
Q 複合サービス事業	1,126	1,159	1,164	▲ 5	▲ 2	▲ 10	6.8	7.4	5.3	3,368	3,358	3,731	0.0	0.0	0.0	0.2%	0.1%	0.4%
R サービス業（他に分類されないもの）	1,056	1,079	1,094	▲ 17	▲ 19	▲ 29	67.4	75.9	71.8	4,393	4,024	4,376	0.4	0.6	0.9	0.5%	0.8%	1.2%

短時間労働者における賃金の分布

○ 産業計については、時間当たり所定内給与額の累積度数が90%を超えるのは1700円、95%を超えるのは2500円となっており、一定額を超えたところでは、広い賃金範囲に分布している。



職種や賃金額による集計除外を行わない場合の賃金等

- 除外を行わず、短時間労働者全体を集計すると、産業計において200円程度、産業大分類Oにおいて1500円程度、産業大分類Pにおいて500円程度賃金が上昇することになり、一部の産業で非常に高額となる。

	短時間労働者全体											
	1時間当たり所定内給与額（円）						労働者数（万人）					
				現行集計との乖離						現行集計との乖離		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
計	1,280	1,277	1,323	205	181	196	798.1	780.3	746.0	23.9	21.3	22.9
C 鉱業，採石業，砂利採取業	1,322	1,221	1,221	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
D 建設業	1,223	1,257	1,317	6	0	11	8.1	7.9	7.9	0.0	0.0	0.0
E 製造業	1,007	1,026	1,062	12	3	13	65.2	64.1	58.2	0.1	0.0	0.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,432	1,395	1,323	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0
G 情報通信業	1,391	1,373	1,392	0	1	32	5.7	5.7	6.3	0.0	0.0	0.0
H 運輸業，郵便業	1,076	1,092	1,144	0	0	2	32.4	34.5	29.4	0.0	0.0	0.0
I 卸売業，小売業	978	1,008	1,031	0	1	0	238.0	218.4	202.2	0.0	0.0	0.0
J 金融業，保険業	1,288	1,306	1,421	26	6	8	16.5	14.4	13.2	0.0	0.0	0.0
K 不動産業，物品賃貸業	1,027	1,037	1,073	0	0	1	12.0	11.3	12.3	0.0	0.0	0.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	1,451	1,443	1,503	19	26	15	7.2	8.4	7.2	0.0	0.0	0.0
M 宿泊業，飲食サービス業	951	974	1,012	0	1	0	114.4	118.7	118.7	0.0	0.0	0.0
N 生活関連サービス業，娯楽業	1,059	1,079	1,106	5	10	6	36.7	33.3	31.5	0.1	0.1	0.1
O 教育，学習支援業	3,027	2,707	2,832	1,666	1,344	1,447	47.4	46.5	48.0	16.6	14.4	15.9
P 医療，福祉	1,823	1,820	1,817	552	546	519	139.5	132.6	132.6	7.1	6.6	6.6
Q 複合サービス事業	1,131	1,160	1,174	0	0	0	6.8	7.4	5.4	0.0	0.0	0.0
R サービス業（他に分類されないもの）	1,075	1,102	1,134	1	4	11	67.8	76.5	72.7	0.0	0.1	0.2

対応方針案

- 案①や案②については、現行の数値との乖離は小さいと考えられるが、利用者が集計範囲を理解していない場合、集計値の意味するところについて誤解を与える可能性がある。また、一部の者を除外することにより、網羅性が失われ、短時間労働者の全体像の把握に支障を来す可能性がある。
- また、案①や案②を採用した場合、定期的に集計範囲を見直す必要が生じ、その度に接続性の問題が発生する。
- 案③については、利用者がイメージする短時間労働者とは異なる小数の者の影響で、一部の産業を中心に平均賃金額が大きく上昇するといったデメリットが考えられるが、短時間労働者についても分布表の集計・公表を行っており、更に今後全調査対象労働者について職種を調査することにより、そのような者を含めて短時間労働者の全体像が把握可能になると考えられる。

短時間正社員制度の導入等、働き方の多様化により、短時間労働者の賃金水準が高くないとは必ずしも言えない状況になってきている。今後は、旧来のイメージにとらわれず短時間労働者の全体像を把握するという観点から、案③を採用してはどうか。

なお、従来の数値と大きく乖離するため、時系列比較のための接続表についても公表を検討する。

論点

- 今後の短時間労働者の集計範囲については、案③（職種や時間当たり所定内給与額による集計対象除外を行わない）を採用して問題ないか。
- 利用者ニーズの観点から、短時間労働者の集計に関して、さらに検討すべき事項はないか。